

西東京市多様な他者との関わりの機会の創出事業利用者の方へ

令和7年度西東京市多様な他者との関わりの機会の創出事業利用者負担軽減補助金について

1.制度趣旨

私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業の利用に当たり、保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、利用料の補助を行っています。この補助金を受け取るには申請手続きが必要です。

2.補助内容

項目	説明	
対象となる方	利用料等を納入した保護者の方のうち、以下(ア)～(エ)の要件のいずれかを満たす方 (ア) 生活保護の適用を受けている方 (イ) 住民税非課税世帯の方 (ウ) 世帯年収 360 万円未満の方 (エ) 住民税課税世帯のうち、同一生計内で、 年齢が一番上のお子様を第1子として数えて、利用児童が 第2子以降 の方	
補助金額	(ア) 生活保護の適用を受けている方	日額上限 3,000 円
	(イ) 住民税非課税世帯の方	日額上限 2,400 円
	(ウ) 世帯年収 360 万円未満の方	日額上限 2,100 円
	(エ) 住民税課税世帯のうち、 利用児童が第2子以降の方	日額上限 2,200 円 *ただし月額44,000円を上限とする。
対象となる施設	・ 事業を行う西東京市内の私立幼稚園	

*記載の金額は上限額です。実際に支払った金額の方が低い場合は、その金額までが補助額となります。

3.提出書類

- (1) 令和7年度西東京市多様な他者との関わりの機会の創出事業利用者負担軽減補助金交付申請書 兼 請求書
- (2) 申請書の各添付書類(本人確認書類の写し、その他) ※詳細は2ページ及び3ページ目
- (3) 利用料領収証明書 ※利用している幼稚園に発行を依頼してください。

4.提出期限・交付予定日

期	利用対象月	提出期限	交付予定日
前期	令和7年 4 月から令和7年9月まで	令和7年10月 10 日(金)	令和7年 11 月末
後期	令和7年 10 月から令和8年3月まで	令和8年 3月 31 日(火)	令和8年 5 月末

※具体的な日付と金額は、決定後、申請者に通知いたします。

※補助金は遡って交付することはできません。必ず提出期限までに申請書をご提出ください。

5.提出方法

窓口持参または郵送

【提出先】〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市子ども若者部幼児教育・保育課 給付係

6.添付書類

	該当する方	必要な書類
必須	申請者全員	<p>本人確認書類(次から1点または2点) *直接持参の場合は、窓口での提示のみで足りります。</p> <p>1点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード表面のコピー ・官公署発行の顔写真付き証明書*(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳等)のコピー <p>※氏名、生年月日または住所が記載されたもの</p> <p>2点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー(氏名・生年月日等が記載されているページ) ・児童扶養手当証書のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー ・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー
	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者	生活保護受給証明書
該当する場合のみ	令和6年1月1日時点で市外在住だった方	<p>課税証明書 または 非課税証明書(保護者全員分) *令和6年1月1日時点で在住していた自治体の市民税課等にて発行をお願いします。</p> <p>令和7年8月以前利用開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年の証明書 <p>令和7年9月以降利用開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出不要です <p>*世帯年収 360 万円を超える方は、申請書の「交付区分に係る承諾」に承諾いただくことで、証明書の提出を省略できます。</p>
	令和7年1月1日時点で市外在住だった方	<p>課税証明書 または 非課税証明書(保護者全員分) *令和6年1月1日、令和7年1月1日時点で在住していた自治体の市民税課等にて発行をお願いします。</p> <p>令和7年8月以前利用開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年・令和7年の証明書 <p>令和7年9月以降利用開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年の証明書 <p>*世帯年収 360 万円を超える方は、申請書の「交付区分に係る承諾」に承諾いただくことで、証明書の提出を省略できます。</p>
	現時点で一度も西東京市内に在住したことがない方	<p>① 課税証明書 または 非課税証明書(保護者全員分) *令和6年1月1日、令和7年1月1日時点で在住していた自治体の市民税課等にて発行をお願いします。</p> <p>令和7年8月以前利用開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年・令和7年の証明書 <p>令和7年9月以降利用開始の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年の証明書 <p>*世帯年収 360 万円を超える方は、申請書の「交付区分に係る承諾」に承諾いただくことで、課税証明書の提出を省略できます。</p> <p>② 住民票 (発行から3ヶ月以内。コピー可) *西東京市内に在住したことがない場合、住民票は必ず提出をお願いします。</p>

<p>令和6年1月1日時点 または 令和7年1月1日時点で 海外在住だった方</p>	<p>給与証明書 *各年の1月1日に海外にいた方は、課税(非課税)情報の公募確認ができないため、勤務先等から交付を受けて提出してください。 *証明は、海外での支払い分・国内での支払い分それぞれの給与証明が必要です。</p> <p>*世帯年収 360 万円を超える方は、申請書の「交付区分に係る承諾」に承諾いただくことで、証明書の提出を省略できます。 *以下の両方に該当する方は、2年分の証明書が必要です。</p> <p>令和 6 年1月1日時点で海外にいた場合 ・令和 5 年1月1日～令和 5 年12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書</p> <p>令和 7 年1月1日時点で海外にいた場合 ・令和 6 年1月1日～令和 6 年12月31日の間に支払われた給与・控除等の証明書</p>
---	---

7.注意事項

- (1) 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- (2) 申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- (3) 提出書類に関して、書類の不足や内容不備、収入の未申告等があった場合は、支払い時期が遅れることがありますのでご了承ください。誤りや記載漏れ等がないか十分に確認した上で、ご提出いただきますようお願いいたします。なお、年度内に審査に必要な書類等の確認ができない場合、**審査対象外となり、補助金のお支払いができません。**
- (4) 記載内容の変更・収入の修正申告等は、「内容変更届」にてお知らせください。
- (5) **提出後に利用を辞退した場合や利用前に東京都外へ転出した場合は、個別にご連絡ください。**

【 問合せ先 】

西東京市子ども若者部 幼児教育・保育課 給付係

直通:042-497-4926 ファクス:hoiku@city.nishitokyo.lg.jp